

<難治性創傷に使用する場合>

PICO[◇] 7
Single Use Negative Pressure
Wound Therapy System

適応疾患

既存治療に奏効しない、或いは奏効しないと考えられる難治性創傷

保険適用となる症例

- 外傷性裂開創（一次閉鎖が不可能なもの）
- 外科手術後離開創・開放創
- 四肢切断端開放創
- デブリードマン後の皮膚欠損創

PICO関連特定保険医療材料の保険請求名

- 159 局所陰圧閉鎖処置用材料
(PICO ドレッシング) (併用のフィルター)
- 180 陰圧創傷治療用カートリッジ
(PICO 陰圧維持管理装置)



※ 陰圧創傷治療用カートリッジは、入院外使用の場合にのみ別途算定が可能
(裏：算定内容参照)。

PICOの保険適用期間

- 局所陰圧閉鎖処置料の算定には、局所陰圧閉鎖処置用材料を合わせて使用した場合に限り算定可能
- この局所陰圧閉鎖処置用材料は、開始日より3週間を標準として、特に必要と認められる場合は4週間を限度として算定できる。

※ 使用開始後に感染等により当該処置を中断した場合には、当該期間は治療期間に含めない。(平成30年4月より改定)

DPC/PDPS 病院での入院の場合

- 手技料：J003局所陰圧閉鎖処置（入院）**
対象病棟：1000点以上であるため算定可能
非対象病棟：包括算定かどうか担当営業へ確認下さい
- 消耗材料費：特定保険医療材料として保険算定**
対象病棟：算定不可
非対象病棟：処置料包括の場合算定不可
※詳細につきましては、担当営業にご確認ください。

DPC/PDPS 病院以外での入院の場合

- 手技料：J003局所陰圧閉鎖処置(入院)**
基本算定可能
処置料が包括算定となる病棟では算定不可
- 消耗材料費：特定保険医療材料として保険算定**
処置料包括の場合算定不可
※詳細につきましては、担当営業にご確認ください。

入院外の場合（DPC/PDPS対象、対象外共通）

- 手技料：J003-2局所陰圧閉鎖処置（入院外）**
算定可能
- 消耗材料費：特定保険医療材料として保険算定**

入院と入院外での算定内容は裏面をご参照ください

<難治性創傷に使用する場合> 外来又は在宅で使用可能

PICO[◇] 7
Single Use Negative Pressure
Wound Therapy System

外来又は在宅での処置時

- 消耗材料費 : 特定保険医療材料
 - PICO 7ドレッシング (パッドサイズ) : **¥18/cm²**
(局所陰圧閉鎖処置用材料として算定)
 - PICO 7陰圧維持管理装置 **¥19,800**
(陰圧創傷治療用カートリッジとして算定)
- ※ドレッシング及びカートリッジは交換日に算定
- 手技料 : J003-2 局所陰圧閉鎖処置 (入院外)

(1日につき)	100cm ² 未満の創傷	240点
	100-200cm ² の創傷	270点
	200cm ² 以上の創傷	330点
- ※外来又は在宅での処置時のみ算定
- 処置料への初回加算 **注)**

100cm ² 未満の創傷	1,690点
100-200cm ² の創傷	2,650点
200cm ² 以上の創傷	3,300点

入院での使用

- 消耗材料費 : 特定保険医療材料
 - PICO 7ドレッシング (パッドサイズ) : **¥18/cm²**
(局所陰圧閉鎖処置用材料として算定)
- ※ドレッシングは交換日に算定
- ※入院での陰圧維持管理装置(カートリッジ)は算定不可
- 手技料 : J003 局所陰圧閉鎖処置 (入院)

(1日につき)	100cm ² 未満の創傷	1,040点
	100-200cm ² の創傷	1,060点
	200cm ² 以上の創傷	1,375点
- ※局所陰圧閉鎖処置用材料を併せて算定した日に週3回まで
- 処置料への初回加算 **注)**

100cm ² 未満の創傷	1,690点
100-200cm ² の創傷	2,650点
200cm ² 以上の創傷	3,300点

注) 初回加算は、連続した陰圧閉鎖処置期間中、開始時の処置にのみ加算が可能です。

PICO 7使用前に、先にRENASYS[◇]等を装着し、初回加算を算定していた場合には、算定ができません。

特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について (通知) 保医発0305第8号 令和6年3月5日

診療報酬の算定方法の一部を改正する件 厚生労働省告示第57号 令和6年

特定保険医療材料及びその材料価格 (材料価格基準) の一部を改正する告示 厚生労働省告示第61号 令和6年

<縫合創に使用する場合>

PICO[◇] 7
Single Use Negative Pressure
Wound Therapy System

適応疾患

手術部位感染（Surgical Site Infection: SSI）によるリスクの高い患者の縫合創に対して閉鎖環境を維持し、管理された陰圧を付加し滲出液を除去することで、SSIリスクを軽減することを目的とする。

保険適用範囲

1 下記の特定入院料を算定している

- A301 特定集中治療室管理料
- A301-3 脳卒中ケアユニット入院医療管理料
- A301-4 小児特定集中治療室管理料
- A302 新生児特定集中治療室管理料
- A303 総合周産期特定集中治療室管理料

2 次に掲げる疾患等の患者

- ア. BMI が30 以上の肥満症の患者
 - イ. 糖尿病患者のうち、ヘモグロビンA1c（HbA1c）が JDS値で6.6%以上（NGSP 値で7.0%以上）の者
 - ウ. ステロイド療法を受けている患者
 - エ. 慢性維持透析患者
 - オ. 免疫不全状態にある患者
 - カ. 低栄養状態にある患者
 - キ. 創傷治癒遅延をもたらす皮膚疾患又は皮膚の血流障害を有する患者
 - ク. 手術の既往がある者に対して、同一部位に再手術を行う患者
- ※ いずれに該当するかを診療報酬明細書の摘要欄に詳細に記載すること

手術後の切開創手術部位感染のリスクを低減する目的で局所陰圧閉鎖処置用材料・陰圧創傷治療用カートリッジを使用した場合であって、①②に該当する以外は、局所陰圧閉鎖処置用材料・陰圧創傷治療用カートリッジに係る費用はそれぞれの手術の所定点数に含まれる。

①、② 条件が全て当てはまると保険償還となる

保険償還価格

材料：特定保険医療材料（手術当日のみ）

- ① 159 局所陰圧閉鎖処置用材料 **18円 /cm²**
- ② 180 陰圧創傷治療用カートリッジ **19,800 円**



診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について（通知）保医発0305第4号 令和6年3月5日
特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する告示 厚生労働省告示第61号 令和6年

＜難治性創傷に使用する場合＞

在宅療養者への適応追加と保険適用

PICO[◇] 7
Single Use Negative Pressure
Wound Therapy System

保険点数

2020年6月1日より在宅医療における局所陰圧閉鎖療法が保険適用となりました。

局所陰圧閉鎖処置（入院外）			1	2	3
			<100cm ²	100-200cm ²	≥200cm ²
処置料	J003-2 局所陰圧閉鎖処置	初回加算点数（初回貼付時のみ）注	1,690点	2,650点	3,300点
		処置点数	240点	270点	330点
材料	特定保険医療材料	013 局所陰圧閉鎖処置用材料	18円/cm ²		
		014 陰圧創傷治療用カートリッジ	19,800円		

注 初回の貼付に限り、1にあつては1,690点を、2にあつては2,650点を、3にあつては3,300点を初回加算として、それぞれ所定点数に加算する
「注」に規定する加算は、入院中に区分番号「J 0 0 3」局所陰圧閉鎖処置（入院）（1日につき）を算定していた患者が引き続き入院外で局所陰圧閉鎖処置を実施した場合は算定できない。

関連学会等の定める適正使用に係る指針

一般社団法人 日本形成外科学会

「在宅医療における局所陰圧閉鎖療法の適正使用に係る適正使用指針の策定について」

＜実施者要件＞

医師又は訪問看護ステーション等の看護師等（創傷管理関連の特定行為研修を修了したもの、もしくは日本看護協会が定める皮膚・排泄ケアに関する認定看護師教育過程を修了した者に限る）日本在宅医療連合学会の認定教育制度を終了した者

＜実施に関する留意事項＞

訪問看護ステーション等の看護師等（創傷管理関連の特定行為研修を修了したものに限る）が当該材料を使用して処置を実施する場合には、創傷治療および陰圧閉鎖療法の十分な経験のある医師（形成外科専門医等）の指示の下で実施し、当該医師と十分な連携を図ること

【省令、告示】（それらに関連する通知、事務連絡を含む。）	番号・日付
特定保険医療材料の定義について（通知）	令和6年3月5日 保医発0305第12号
特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する告示	令和6年 厚生労働省告示第61号
特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について（通知）	令和6年3月5日 保医発0305第8号
診療報酬の算定方法の一部を改正する件	令和6年 厚生労働省告示第57号
診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について（通知）	令和6年3月5日 保医発0305第4号

©S+N 24.10

PICO創傷治療システム 承認番号：22600BZX00226000

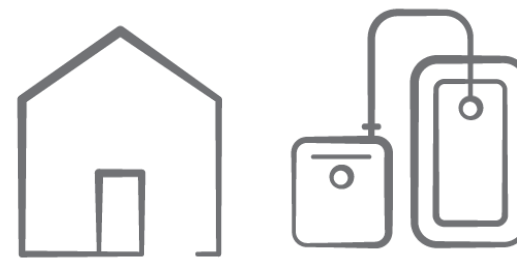


◇はスミス・アンド・ネフューの商標です。

<難治性創傷に使用する場合>

在宅療養者への適応追加と保険適用

- 手技料：J003-2局所陰圧閉鎖処置（入院外）
- 消耗材料費：特定保険医療材料として保険算定



PICO[®] 7
Single Use Negative Pressure
Wound Therapy System

PICOの適応症例

既存治療に奏効しない、或いは奏効しないと考えられる難治性創傷

PICOの保険適用となる症例

- a. 外傷性裂開創（一次閉鎖が不可能なもの）
- b. 外科手術後離開創・開放創
- c. 四肢切断端開放創
- d. デブリードマン後の皮膚欠損創

PICO関連特定保険医療材料の保険請求名

1. **013 局所陰圧閉鎖処置用材料**
PICOドレッシング、併用のフィルター
2. **014 陰圧創傷治療用カートリッジ**
PICO陰圧維持管理装置

特定保険医療材料
：014 陰圧創傷治療用カートリッジ
→ PICO陰圧維持管理装置
19,800円



特定保険医療材料
：013 局所陰圧閉鎖処置用材料
→ PICOドレッシング
18円/cm²

PICOの保険適用期間

- ① 局所陰圧閉鎖処置料の算定には、局所陰圧閉鎖処置用材料を併せて使用した場合に限り算定可能
- ② この局所陰圧閉鎖処置用材料は、開始日より3週間を標準として、特に必要と認められる場合は4週間を限度として算定できる。

※ 使用開始後に感染等により当該処置を中断した場合には、当該期間は治療期間に含めない。（平成30年4月より改定）